

暮らしの情報

「お知らせ」や「イベント」などの暮らしに役立つ情報をお届けします。
常総市役所 ☎ 0297-23-2111 (代表)



【道の駅常総】第3回出荷者・事業者説明会の開催



道の駅常総への農産物・加工品の出荷希望者、取引業者を募集します。

▶ 日時：① 11月17日 ② 11月18日
①②とも 13:00～14:00
15:00～16:00

※内容は全て同じです。

※過去に開催した説明会に参加していない方向けの説明会です。

▶ 場所：市立図書館2階視聴覚室

▶ 対象：道の駅へ出荷や取引を希望する出荷者、事業者

▶ 内容：施設概要、スケジュールの説明など

▶ 定員：25人(先着順、要申込み)

▶ 申込：11月7日までに、お申し込みください。詳細は市ホームページをご覧ください。

問④アグリサイエンスバレー整備課 (内線 2820)



木造住宅耐震診断費用の一部を補助



地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震化事業(耐震診断)

を行う際の費用の一部を補助します。

▶ 受付期限：11月30日まで

※土日・祝日を除く。予算額に達した時点で終了となります。

▶ 対象住宅：市内に建築されている

住宅で、次のすべてに該当する住宅であること

①市内に住所を有する者が自ら所有し、かつ居住する一戸建ての木造住宅である

②昭和56年5月31日以前の建築基準法の規定に基づく基準で建築されたものである

③柱、梁その他の主要構造部が在来軸組構法、伝統的構法または枠組壁工法で建築されたものである

④地上階数が2以下である

⑤兼用住宅の場合は、延べ面積の2分の1以上を住居の用に供するものである

⑥所有者およびその世帯員が市税や国民健康保険税を滞納していないこと

⑦県知事が認定した県木造住宅耐震診断士による診断を行うものであること

▶ 補助額：耐震診断に要する費用の3分の2(上限50,000円)

▶ その他：補助を受けるには、耐震化事業を実施する前に、補助金交付申請の手続きを行ってください。耐震化事業後の補助金交付申請はできませんのでご注意ください。

▶ 申込：申請書(都市計画課にあります。また市ホームページからもダウンロードできます)に必要書類と併せて都市計画課に直接お申し込みください。

問④都市計画課(内線 2720)



10月は土地月間

10月は、土地に関する様々な普及

啓発活動を行う「土地月間」です。市街化区域は2,000㎡以上、市街化調整区域は5,000㎡以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者(譲受人)は契約締結日を含めて2週間以内に、市に届け出を行う必要があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。また、都市計画課までお問い合わせください。

問④都市計画課(内線 2720)



【中止】地区公民館まつり

秋に予定していた地区公民館まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とさせていただきます。楽しみにしていた方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶ 対象地区：大生、三妻・五箇、豊岡、菅原・大花羽、絹西(坂手、菅生、大塚戸)

問④生涯学習課(内線 8421)



ペットの飼い主としてのマナーを守りましょう



ペットとの楽しい生活を送るためには、飼い主が近所の方や動物の苦手な方にも配慮して飼うことが大切です。次のことをしっかり守り、責任を持って飼いましょう。

◆ペットを放し飼いにしないで

家の敷地からペットが出ないようにしてください。猫については室内で

無料法律相談会開催

日時 10月30日(日)9:00～17:00

場所：弁護士法人萩原総合法律事務所常総支所

初回無料・完全予約制です



弁護士法人
萩原総合法律事務所
常総支所
常総市水海道山田町1120-2 田内ビル
(294号沿い 山田北信号南)



ご予約はこちらから

☎0297-44-9954

※初回の方限定とさせていただきます。
※事情によりお断りさせていただくこともございます。

茨城県弁護士会所属 弁護士 佐々木寛継



飼うように努めましょう。また、散歩時は必ず引き綱（リード）をつけ、放し飼いにしないでください。

◆排泄のしつけをしましょう

散歩に出かけるときは、家で排泄させてから出かけるようしつけましょう。自宅敷地内のフンもそのまま放置すると、悪臭や害虫が発生し、近隣に迷惑を及ぼし、生活環境に悪影響をもたらします。放置せずにすぐに片付けましょう。散歩中、フンをした時は必ず持ち帰ってください。

◆災害に備えた対策を

災害時にはペットとの同行避難が原則です。また、避難所では飼い主自身で飼育管理して、普段以上に周囲への配慮が必要になります。避難所の確認、ペットの避難用品の準備など、日頃からの備えを心がけましょう。

◆犬の登録と狂犬病予防接種は必ず行ってください

犬の登録は生涯に1回、狂犬病予防接種は毎年1回行うことが、法律で義務付けられています。責任を持って飼うようお願いします。

◆飼い犬がいなくなったら

飼い犬がいなくなったときは、生活環境課へお問い合わせください。

問生活環境課（内線 4434）



注意！あなたの土地が狙われています。

「一時的に資材置場として貸してほしい」、「良い土で土地を埋め立ててあげます」などうまい話をもちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で建設残土を埋め立てられたり

する事例が発生しています。これらの責任や処理費用の負担は、行為者だけでなく土地所有者に及ぶこともあります。こうした被害を防ぐためには「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意識が必要です。残土による埋め立ては許可が必要な場合があります。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につにくい土地、手入れが行き届かない土地などについては、定期的な見回り、侵入防止柵や不法投棄禁止などの警告掲示板の設置が有効です。

問生活環境課（内線 4420）

県廃棄物規制課 ☎ 029-301-3035



野焼きは法律で禁止

自身が所有している土地であっても、廃棄物（ごみ）の野外焼却は法律で禁止されています。農業を営むためにやむを得ない場合などは例外扱いとなりますが、近隣住民の方に迷惑となる場合は、焼却を中止する旨の指導を行います。不法投棄、野焼きを見つけた方は、不法投棄 110 番または常総警察署へご連絡ください。

問不法投棄 110 番 ☎ 0120-536-380

（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

常総警察署 ☎ 22-0110



貸している土地などが犯罪に利用されてはいませんか？

自動車の保管や解体を行う「ヤード」と呼ばれる施設では、一部で「盗難自動車の買取、保管」、「無許可の自

動車解体」などが行われ、犯罪の温床となっている場合があります。※ヤードとは、高い鉄板などの塀で囲まれており、自動車の解体を行う施設を言います。

土地や建物を譲渡・貸付けする際は、次のことをお願いします。

- ① 契約の前に使用目的を確認する。
- ② 盗難車を取り扱ったら契約を解除する旨を契約書に盛り込む。
- ③ 契約後であっても、不審点があれば警察に通報する。

盗難車両などの取り扱いを知らながら、賃貸借料を受け取っている場合、土地所有者も処罰の対象となることがあります。情報は、常総警察署生活安全課 ☎ 22-0110 まで、お寄せください。

◆違法ヤードの発見にご協力を

違法ヤードは、盗難自動車を隠し解体などを行う施設で、自動車盗犯罪の温床となっています。

あなたの近所に次のような施設はありませんか？

- ① 深夜・早朝に解体等の作業音がしている。
 - ② 廃倉庫や工場跡地に、自動車の解体や部品が放置されている。
 - ③ 不特定の人や車両（乗用車、貨物問わず）が頻繁に出入りしている。
- このような施設は、盗難自動車を扱う違法ヤードの可能性ががあります。「あやしいな」、「おかしいな」と思ったら、警察への通報をお願いします。情報は常総警察署生活安全課まで、お寄せください。

問常総警察署 ☎ 22-0110

☎生活環境課（内線 4420）

不要品の処分や片付けでお困りの方

断捨離、引越し、終活、遺品整理など
安心の**一般廃棄物収集運搬業許可業者**
未来産業にお任せください！
相談、見積もり無料です。お気軽にお電話ください。

☎080-4948-5819 ☎0297-22-3000

〒303-0003 常総市水海道橋本町 3588-6 未来産業

スマホ・パソコン・インターネット **無料相談会**

第6回 2022年 第7回
11/19(土)、12/17(土) 9:30~14:30

開催場所：常総市生涯学習センター会議室 1
※商品の販売、相談などは一切ありませんので安心下さい。

スマートフォン、パソコン、タブレットの操作方法や設定方法が分からない！
そんな方のために**無料**でサポート！ **03-6265-3253**

主催：小口商事株式会社 担当：小口 正光(旧石下町出身)